

第3回

議

会

ク

イ

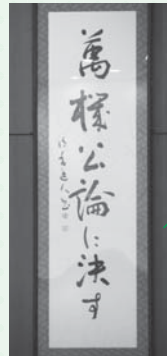
ズ

全部で6問。みなさん解けますか？
(それぞれ3つのなかから答えを選んでください。)

Q1

議場に掲げてある「万機公論に決す」の意味は？

1. 天下の政治は首相に従って決定せよ
2. 天下の政治は天皇に従って決定せよ
3. 天下の政治は世論に従って決定せよ



POINT!

「五箇条の御誓文」
第一条の後半部分
の語

Q2

町議会の代表である議長・副議長の選び方は？

1. 本会議で立候補する議員の中から選挙する
2. 本会議で立候補する議員の中から抽選する
3. 町長が指名する

Q3

国が決めるルールは法律ですが、議会が決める大木町のルールはなんと言う？

1. 憲法
2. 条約
3. 条例

Q4

議会を傍聴することができる人は？

1. 大木町民のみできる
2. 誰でもできる
3. くじ引きで決める



Q5

道路・農業・クリーク等の事などを話し合っている議会の委員会とは？

1. 総務建設産業常任委員会
2. 農業委員会
3. 議会運営委員会

Q6

環境・学校・子育ての事などを話し合っている議会の委員会とは？

1. 教育委員会
2. 文教厚生常任委員会
3. 学習委員会

答えは最後のページにあります。